

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号
品 名 又は 件 名	部外委託教育 (DX推進支援要員の教育)	空幕LPS-計2-0007-3	
		承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5年10月12日
		改 正	令和 7年 8月 1日
			令和 8年 8月19日
作 成 部 隊 等 名	航空幕僚監部防衛部事業 計画第2課		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊（以下，“空自”という。）におけるDXを推進するため、必要となる基礎的な知識、事業のマネジメントに関する知見、活動をリードするために必要な知識等を管理者層に付与するための教育について、規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1 管理者層

空自に所属する管理職にある者

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 教育に関する要求

2.1 履行場所

空自市ヶ谷基地及びオンライン

2.2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとし、細部は航空幕僚監部事業計画第2課（以下“計画2課”という。）との調整による。

2.3 被教育者数

品 名	部外委託教育（D X推進支援要員の教育）
-----	----------------------

管理者層 307名（基準）

2.4 教育実施要領

2.4.1 教育時間

1名あたり基礎教育（eラーニング）を2時間，ケーススタディ（個人学習）を3時間の合計5時間を基準とし，細部は契約の相手方と計画2課との調整による。

2.4.2 教育要領

講師によるeラーニングの講義，個人学習による実習，作業等の手法を基本とし，教育効果及び理解促進に繋がる教育を提供するものとする。細部は，計画2課と調整し，最も効果的な教育要領とする。

2.4.3 教育資料の準備

- a) 契約の相手方は，教育に必要な教育資料を被教育者の人数分準備し，電子データで配布し，使用させる。
なお，教育資料は，教育開始1週間前までに計画2課に事前確認を終えるものとする。
- b) 契約の相手方は，当該契約に基づく教育の終了後，教育に使用した教育資料を計画2課に提供する。
- c) 教育資料の提供要領は，電子データを教育終了日の翌日から起算して，1週間以内に計画2課に提出するものとし，細部は，契約の相手方と計画2課との調整による。
- d) 教育内容の理解促進のため，eラーニング又は教育ビデオ等による個人学習及び振り返り学習が可能となるコンテンツを教育終了日の2週間後までに提供するものとする。
- e) 教育資料の作成に際し，計画2課の保有する情報が必要な場合は，都度，計画2課と調整するものとする。

2.4.4 教育環境の設定

契約の相手方は，計画2課との調整により，2.1に示す履行場所において，教育環境の設定（講義の準備，教育資料の配布）を行う。

2.5 教育内容

本教育では，空自におけるBPR及び情報通信技術活用を加速するため，以下の観点から各部隊においてDXを推進させる要員を育成する。

管理者層向け教育は，各部隊等ごとのDX推進，DX推進の際にリーダーシップの発揮が重要となるため，組織全体の取り組みを統制し，一体感をもってDXを推進できるよう必要な知識を習得する。

下記を踏まえ，教育に向けた各工程における細部要件を次項2.5.1～2.5.3に記載する。

- a) 本教育は，経済産業省が定める“DX推進スキル標準”におけるビジネスアーキテクトの育成に相当し，DXの企画・立案や推進，DXに向けた業務のあるべき姿の設計，DXに関するシステムの設計支援（部隊とシステム開発ベンダの橋渡し役）のスキルを備えることを目的とする。
- b) 管理者層向け教育の被教育者は，DXの企画推進やシステム導入部隊とシステム請負

品 名	部外委託教育（D X推進支援要員の教育）
-----	----------------------

業者間の仲介を担う人材を目指した、課題解決やBPR、プログラムマネジメント等のスキルを習得するとともに、実際の事例も踏まえて体系的に理解させ、DXを自分ごととして率先してDXを推進する変革リーダーとなるための知識を習得する。

- c) 特定のツール・ソフトウェアに依存しない中立的かつDX推進支援要員が遂行する実務品質向上のために高い効果が期待出来る教育コンテンツとする。
- d) 被教育者の人材配置ローテーションが2～3年と短期間である背景から、教育で習得した内容を各部隊の業務で活用できるようにする。
- e) DX教育に関するコンテンツ等を保有している場合、既成のコンテンツ等を活用しつつ、各部隊業務の実態や課題等の特性に沿ってカスタマイズされた教育内容とする。

2.5.1 事前調整

本教育の教育テーマは、**付表1**による。教育方針は、教育効果を高めそれぞれ一貫性を持たせるとともに、事例を交えて理解を促す内容とする。細部は、契約の相手方と計画2課で調整のうえ決定するものとする。

2.5.2 教育企画

事前調整の結果に基づき、教育日程・時間や教育プログラムを企画する。細部は、契約の相手方と計画2課で調整のうえ決定するものとする。

2.5.3 教育実施

2.4の要領に沿って教育を実施する。

- a) 講師は、eラーニングの際、対象者の履修状況を情報収集し、進捗管理を行う。
- b) 講師は、被教育者へのフィードバックなど積極的な参加や理解を促進するようケーススタディを取り入れ、具体的な助言や回答を行う。
- c) 講師は、被教育者からの質問に対して、経験及び他事例等などの具体的な助言や回答を行う。
- d) 契約の相手方は、被教育者の習熟度や教育内容の課題を把握するためアンケート及び習熟度の確認（様式任意）を実施する。
- e) 契約の相手方は、アンケート結果等を基に、それ以降に予定されている教育の内容や提供方法の見直しを計画2課と協議の上で実施する。

なお、アンケート内容については、事前に計画2課に確認を受けるものとする。

2.6 契約の相手方及び講師の要件

契約の相手方及び本教育を実施する講師は、以下の要件を満たすこと。

2.6.1 契約の相手方の要件

- a) 50名以上のDXコンサルティング組織を有すること。
- b) 専門の教育機関を保有し、直近3年以内に先端技術等、先進的な取組をする企業等へのDX・BPR教育及び教育教材の提供の実績を30件以上有すること。
- c) 従業員数4万人以上の組織に対する教育及び講師派遣の実績を有すること。
- d) リモートでの教育実績があり、継続した教育提供を実施していること。

品 名	部外委託教育（D X推進支援要員の教育）
-----	----------------------

- e) D Xは、構想検討だけではなくシステム実装を伴う形で構想実現・プロジェクト推進の実績があること。
- f) 寄稿やセミナーで自社のD Xの方法論を公表していること。
- g) 契約の相手方は、この契約の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

2.6.2 講師の要件

本教育を実施する講師は、以下の実績を有していること。

- a) 4万人以上の組織に対するD X関連の講師経験又はPM経験があること。
- b) 3年以内に、D X戦略立案又はD X推進に係るPM経験があること又はD X戦略立案又はD X推進に関しての3年以上の教育実績があること。
- c) D XやB P Rに関する主導的立場で、10年以上の実務経験があること又はD X、B P R及び各要素技術（アジャイル開発等）に関して3年以上の教育実績があること。

2.7 講師の派遣

- a) 契約の相手方は、履行期間を通じて事前に選定された同一の講師に担当させるものとする。ただしこれに依りがたい場合は、官側に事前に通知し協議するものとする。
- b) 各教育項目に応じた講師の人数は、計画2課と調整する。

3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定める監督検査実施要領に基づき実施する。

4 その他

4.1 提出書類

4.1.1 契約の相手方及び契約講師の要件等確認通知書

契約の相手方は、2.6に規定する要件及び当該契約に基づく教育に当たる講師の氏名等が確認できる書類（様式任意）を作成し、計画2課情報システム班長（以下、“計画2課情シス班長”という。）に**付表2**のとおり提出するものとする。

なお、講師に変更がある場合は、速やかに同様の処置を行うものとする。

4.1.2 全体実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに本役務全体に関わる次の事項を記載した全体実施計画書（官側との調整期間、教材準備期間等を含む。）を作成し、計画2課情シス班長に承認を受け、**付表2**のとおり提出するものとする。

- a) 実施体制（教育含む。）
- b) 実施日程
- c) 実施要領
- d) その他、必要な事項

4.1.3 構想書

契約の相手方は、契約締結後速やかに現状の課題や教育方針について計画2課と協議し、次の事項を基準とした構想書を作成し、計画2課情シス班長の承認を受け、**付表2**のとおり提出するものとする。

品 名	部外委託教育（D X推進支援要員の教育）
-----	----------------------

- a) 本D X推進教育の概要
- b) 昨年度のD X推進教育の課題の確認と整理
- c) 本D X推進教育方針

4.1.4 教育実施計画書

契約の相手方は、構想書の作成後に教育内容の詳細について計画2課と協議し、次の事項を基準に教育実施計画書を作成し、計画2課情シス班長の承認を受けた後、**付表2**のとおり教育開始日前までに提出するものとする。

なお、変更等がある場合については、計画2課情シス班長に確認を受け、都度提出するものとする。

- a) 日程計画（教育テーマ単位）
- b) 教育テーマ及びテーマの細部及び時間配分（分単位）
- c) 教育テーマごとの習得させる知識
- d) 教育テーマごとの使用する教育資料の内容（レジュメ、プレゼンテーション資料、教本等）
- e) 教育テーマごとの教育手法（講義、実習及び作業等）

4.1.5 教育実施報告書

契約の相手方は、教育終了後から履行期間終了までに、**2.5**に示す教育事項に関する結果を取りまとめ分析を行い、次の事項を基準とした教育実施報告書を作成し、計画2課情シス班長の承認を受けた後、**付表2**のとおり提出する。

- a) 各回の被教育者、アンケート結果及び分析
- b) 教育の提供方法や内容についての課題と次年度以降の教育の改善事項（案）
- c) 一連の教育を通じて発見された課題と対応方向性（案）

4.2 著作権等

契約の相手方は、著作権等について、次のとおり実施する。

- a) 契約の相手方は、**付表1**の教育の実施にあたり必要な著作権等を具備していること。
- b) 本教育の実施に際し、第三者の著作権等を侵害しないことを確認する。
- c) 本教育において作成した資料等が、第三者の権利を侵害しているとして、計画2課に対して第三者が何らかの請求又は主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用で当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- d) 本教育において作成される資料等に関する著作権等の帰属については、次による。
 - 1) 契約の相手方が従来から有していた資料等の著作権は、契約の相手方に留保される。ただし、計画2課はこれらの資料等を契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することができる。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まない。
 - 2) 契約の相手方がこの教育を実施するにあたり、空自として新たに作成した資料等の

品 名	部外委託教育（D X推進支援要員の教育）
-----	----------------------

著作権等は，全て計画2課に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）する。ただし，契約の相手方は，当該資料等を計画2課の同意の下，利用することができる。

3) 契約の相手方は，著作権人格権を行使しない。

e) 本教育の実施にあたり，第三者の保有する特許権等の権利は使用しないものとする。

4.3 秘密の保全

契約の相手方は，秘密保全に関し，計画2課の指示に従うものとする。

4.4 個人情報の保護

契約の相手方は，当該契約に基づく教育において知り得た個人情報に関して，当該契約の目的以外で使用してはならない。また，第三者へ提供してはならない。

4.5 パソコン及び可搬型記憶媒体の基地内における使用

契約の相手方は，パソコン及び可搬型記憶媒体の持ち込みについて，事前に計画2課に通知するとともに，その使用について計画2課の指示に従うものとする。

4.6 市ヶ谷基地への立入り

市ヶ谷基地への立入りは，市ヶ谷基地規則に従い申請するものとし，履行場所及び計画2課から立入りを認められた区域以外に立入りを禁ずる。

4.7 仕様書の疑義

契約の相手方は，この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は，書面にて速やかに契約担当官と協議するものとする。

付表 1－ 教育テーマ（基準）

テーマ	内 容
D Xの定義・潮流	D Xの本質を正しく知るため、D Xの意味・定義、世界のD Xトレンド・日本の現状等について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの考え方	D Xの本質を理解するため、D Xの3つの理論であるD Xの段階※、D Xの基本構造（可視化・分析・最適化）及びD Xの主体（国・自治体・民間企業等）について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（戦略）	D Xを通じた価値創出のため、D X戦略の重要性及び進め方（目的の設定・現状分析・ビジョンと戦略・実行計画）について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（組織）	D Xを効果的に推進するため、リーダーシップ（ビジョンの発信等）、部門組織（部門横断型の活動）、チェンジマネジメント（分析／設計、関係者の巻き込み、定着）の3フェーズを通じた、人の改革の重要性について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（人材）	D X人材戦略を理解するため、D X人材の過不足の現状・要因、D X人材に求められる能力を通じたD X人材の育成について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（PM）	D Xプロジェクト（解決すべき課題等）を正しく設計することで成功の確度が大きく向上するため、D Xに係るプロジェクトマネジメントの基本・実践方法、フレームワークについて、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（技術）	D Xを支えるデジタル技術を理解するため、主要なデジタル技術を学ぶとともに、それらを利用する際の考慮点等について、自衛隊に沿った事例を用いて学ぶ。
D Xの進め方（実践）	目の前の課題をどのようにD Xで解決するかを理解するため、課題解決に向けたアプローチ、リーダーシップとして求められること、困難な状況への対応について、自衛隊に沿った演習を通じて学ぶ。

※ D Xの段階

- 1 Digitization：紙・手作業をデジタル化する段階
- 2 Digitalization：デジタル技術を活用し、業務そのものを効率化する段階
- 3 Digital Business Creation：業態そのものを変革して、組織としての在り方を再定義する段階

付表 2－ 提出資料

番号	名称	提出時期	提出先	提出媒体 ^{注)}	提出部数
1	契約の相手方及び契約講師の要件等確認通知書	契約締結後、速やかに	計画 2 課長 (情報システム班長気付)	電子データ	1
2	全体実施計画書	契約締結後、速やかに	計画 2 課長 (情報システム班長気付)	電子データ	1
3	構想書	教育実施計画書承認前までに	計画 2 課長 (情報システム班長気付)	電子データ	1
4	教育実施計画書	教育開始日前まで（変更等した場合は都度）	計画 2 課長 (情報システム班長気付)	電子データ	1
5	教育実施報告書	履行期間まで	計画 2 課長 (情報システム班長気付)	電子データ	1
注) ファイル形式は、PDF 形式を基準とする。					